

# 地域活性化支援事業補助金について

## 1 事業の趣旨・目的

「市民主体のまちづくり」を推進するため、若葉区にお住まいの皆さんが自主的におこなう地域活性化や地域課題解決の取り組みに対して、最大3年間、活動資金の支援を行うものです。事業を通じて、補助金交付終了後も継続的に活動する体制を整えていただきます。

### ☞注目ポイント

当補助金は、「公益的な活動を始めたいけれど、資金がない…」という団体さんに利用していただく補助金です。  
あくまでも開始のために必要な補助であるので、補助金の交付が終わった後も、その活動を継続していくことが必須になります。

## 2 対象団体

町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO 法人、商業団体、学生及び教員で構成される団体等で、下記の条件を満たすこと。

- 1年以上継続して活動していること。  
又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。
- 団体の事務所が千葉市内にあること。  
団体が事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住していること。

### ☞注目ポイント

当補助金は「地域コミュニティの活性化」を目的としています。  
営利目的の団体が単体で申請することはできませんが、複数の営利団体や市民団体との連合体での申請は可能です。  
(例：自治会と大学ゼミナールと株式会社で「〇〇実行委員会」を作る)

## 3 対象事業

地域活性化や地域課題解決等の公益性があることが必要です。  
その他の条件をいくつか抜粋して下記のとおりお示しします。

- 主として若葉区内の活動であること。
- 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたること。
- 特定団体の構成員のみを対象とする事業は不可。
- 講演会やイベントの開催のみを目的とした事業は不可。
- 国・地方公共団体等からの補助、助成及び委託を受けている事業は不可。

## 4 募集期間

2019年1月4日(金)～1月31日(木)【2019年度分は終了】  
※2020年度分は同時期に募集する予定です。

## 5 事業の種類【平成31年度】

No.	事業名	補助金限度額	内容
1	地域づくり活動支援	1年目 20万円 2・3年目 10万円 最大連続3年間申請可	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動
2	区テーマ解決支援	1年目 30万円 2・3年目 15万円 最大連続3年間申請可	平成31年度新規募集から変更になりました。詳細は下記※1をご覧ください。
3	地域拠点支援		地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び事業開始に伴う必要な整備  ※2「学生等で構成される団体」とは、高等学校以上の学生及び教員が主体的に運営している団体をいいます。
	改装費及び事業開始経費	25万円 (学生等で構成される団体 <sup>(※2)</sup> と連携する場合は50万円) 初年度のみ申請可	
	家賃補助	60万円 (学生等で構成される団体 <sup>(※2)</sup> と連携する場合は120万円) 最大連続3年間申請可	

※1 平成31年度の区テーマは以下の2テーマです。

- ①「里山」「貝塚」「縄文」等の地域資源を活用し、広くPRする取り組み
- ② スポーツ等を用いた多文化共生社会実現の取り組み  
～オリンピック・パラリンピック開催に向けて～

## 6 その他

上記の他、補助対象となる経費や申請書類等の定めがあります。詳細は「若葉区地域活性化支援事業」で検索していただくか、下記までお問い合わせください。

**若葉区役所 地域振興課 地域づくり支援室**

TEL：043（233）8122

FAX：043（233）8162

E-mail：chiikidukuri.WAK@city.chiba.lg.jp